

九州風景街道マイスター等認定要領

1. 目的

日本風景街道九州ルートでは、地域の魅力の発掘、維持、発展に寄与する多様な取り組みを実施しているところである。

しかし、近年、参加者の減少や担い手不足、収益性等の関係で、長年培われた取り組みが伝承されず、消失していく事例も見られるため、若者達が意欲的に参加し、活動者一人ひとりが誇りを持って取り組んでもらう工夫が必要である。

このため、パートナーシップとして継続的に活動されている方を「MSB（マスター・オブ・シーニック・バイウェイ）」（以下「MSB」という）」に認定するとともに、多年の経験と卓越した活動技能を有し活動技術伝承の指導者となる方を「九州風景街道マイスター」（以下「マイスター」という）に認定し、日本風景街道の取り組みの活性化を図ろうとするものである。

2. 認定基準

認定基準は次のとおりとする。

(1) 「MSB」は、各ルートのパートナーシップとして地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組みに参加している活動者のうち、2年以上にわたり日本風景街道の活動に携わり、継続した活動参加実績（年間3回程度）及び活動継続意向をパートナーシップ代表者に確認を受けて申請された方。または、パートナーシップ代表者が推薦・申請。

(2) 「マイスター」は、5年以上にわたり日本風景街道の活動に携わり、以下の要件を満たす方で、各ルート代表者、又は九州風景街道マイスター等選定委員会（以下「選定委員会」という）委員が推薦する方。

- 1) 「地域資源、歴史・文化、伝統等の案内・伝承技能」、「体験交流・おもてなしイベント等の企画立案・伝承技能」、「景観形成・保護の伝承技能」など、風景街道の活動技能に卓越し、その技術の伝承と開発に意欲的であること。
- 2) 取り組みの実務関係者の指導・育成や取り組みを支援する役割を担っていること。

3. 認定手続き・審査等

認定手続き・審査は、次のとおりとする。

なお、認定審査は選定委員会が行うこととし、委員は「九州風景街道推進会議基本問題小委員会」委員が兼務するものとする。

[MSB]

(1) 2. (1) に該当する認定を推薦または申請する者は、申請書（別紙様式1）により選定委員会に申請するものとする。

(2) 選定委員会は申請内容を審査し、認定基準を満たしている方を認定する。
なお、MSB認定の証として、認定証を交付する。

[九州風景街道マイスター]

(1) 各ルート代表者又は選定委員会委員は、2. (2) に該当し、マイスターとしての適性を有すると認められる方を、推薦調書（別紙様式2）により九州風景街道推進会議（以下「推進会議」という）会長に推薦するものとする。

(2) 選定委員会が推薦調書等を基に、内容審査・選定し、その結果について推進会議に諮り承認を得て認定するものとする。

なお、マイスター認定の証として、認定証を授与する。

4. MSB、マイスターの役割

マイスターは、次の役割を積極的に果たすものとする。

- (1) MSBは、日本風景街道パートナーシップ活動者として、活動の普及と活動者拡大のための呼びかけを行う。
- (2) マイスターは、要請等に応じて他ルートへの活動の普及、活動の活性化のための助言・指導を担う。また、「九州風景街道推進会議」などへの提言・助言を行う。

5. 認定の取消、解除

認定の取消、解除は以下のとおりとする。

- (1) 選定委員会は、「MSB」にふさわしくない行為があった場合等には、その認定を取り消すことができるものとする。
また、「MSB」から認定解除の申し出があったときは、認定を解除するものとする。
- (2) 推進会議は、「マイスター」にふさわしくない行為があった場合には、その認定を取り消すことができるものとする。
また、「マイスター」から認定解除の申し出があったときは、認定を解除するものとする。
- (3) 推進会議は、「マイスター」の認定を取り消したとき及び解除したときは、各ルート代表者に通知するものとする。

6. その他

本要領は、必要に応じ、九州風景街道基本問題小委員会の議を経て改定することができるものとする。